

7.9 史跡・文化財

7.9.1 現況調査

(1) 調査事項及び選定理由

工事の施行中における施設の建設に伴う史跡・文化財への影響が考えられることから、以下の調査項目を選定しました。

ア．文化財の状況

イ．埋蔵文化財包蔵地の状況

ウ．法令による基準等

(2) 調査地域

工事の施行中における施設の建設に伴う史跡・文化財への影響を勘案し、計画道路及びその周辺としました。

(3) 調査結果

ア．文化財の状況

計画道路周辺における国、都及び区の登録・指定文化財は、以下のとおりです。

- ・ 重要文化財 7 件（国指定 7 件）
- ・ 登録有形文化財 5 件（国登録 5 件）
- ・ 有形文化財 9 件（都指定 1 件、区指定 2 件、区区民 6 件）
- ・ 特別史跡 1 件（国指定 1 件）
- ・ 史跡 5 件（国指定 1 件、都指定 1 件、区区民 3 件）
- ・ 旧跡 9 件（都指定 9 件）

の計 36 件が存在し、計画地内には国の指定文化財として日本橋及び常盤橋門跡、東京都の指定文化財として一石橋迷子しらせ石標、中央区の区民文化財として一石橋の親柱があります。また、計画地近傍には中央区の指定文化財として日本橋野村ビルディング旧館があります。

イ．埋蔵文化財包蔵地の状況

計画道路は、江戸遺跡の範囲内にあり、計画道路周辺には合計 35 件の埋蔵文化財包蔵地が存在します。

ウ．法令等による基準等

計画地内には国の指定文化財として日本橋及び常盤橋門跡、東京都の指定文化財として一石橋迷子しらせ石標、中央区の区民文化財として一石橋の親柱があります。また、計画地近傍には中央区の指定文化財として日本橋野村ビルディング旧館があります。本事業の実施により、これら文化財の保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、「東京都文化財保護条例」、「中央区文化財保護条例」（昭和 63 年 4 月 中央区条例第 29 号）に基づき、東京都教育委員会、中央区教育委員会の許可を受ける必要があります。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地として、計画地内には千代田区 No. 30 遺跡、計画地近傍には中央区 No. 13 遺跡、中央区 No. 2 遺跡、中央区 No. 55 遺跡があります。そのため、「文化財保護法」第 93 条第 1 項に基づき、工事着手の 60 日前までに埋蔵文化財発掘届を提出し、東京都教育委員会から保護のうえで必要な指示があった場合は、遺跡の取り扱いについて千代田区教育委員会、中央区教育委員会と協議する必要があります。

なお、工事の施行中に新たな埋蔵文化財等を確認した場合には、「文化財保護法」第 96 条第 1 項に基づき、その現状を変更することなく、千代田区教育委員会、中央区教育委員会を経由して、東京都教育委員会に遺跡の発見届を遅延なく提出する必要があります。

7.9.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、「施設の建設に伴う対象事業の計画地内の文化財の現状変更の程度又は周辺地域の文化財の損傷等の程度、埋蔵文化財包蔵地の改変の程度」としました。

(2) 予測の対象時点

工事の施行中の適切な時点としました。

(3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じ、計画道路及びその周辺としました。

(4) 予測結果

ア. 工事の施行中

a. 計画地内の文化財の現状変更の程度又は周辺地域の文化財の損傷等の程度

計画地内の国指定史跡の「日本橋」、「常盤橋門跡」及び計画地近傍の中央区指定文化財の「野村ビルディング旧館」については、現状変更、損傷等が生じないように、非開削工法で工事を行います。

また、都指定文化財の「一石橋迷子しらせ石標」、中央区区民文化財の「一石橋の親柱」に対しては、本事業の実施により直接改変される可能性があることから、門跡、石碑及び銘板等は文化庁の現状変更協議を行うとともに、東京都教育委員会、中央区教育委員会の許可及び指示を受けて、適切な場所に移設、保管し、工事完了後に現状復旧する措置を行います。

したがって、本事業の実施により、周辺地域の文化財の保存及び管理には支障は生じないと予測します。

b. 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度

計画地内には周知の埋蔵文化財包蔵地が存在しますが、「文化財保護法」に基づき、埋蔵文化財発掘届を提出し、東京都教育委員会からの指示、千代田区教育委員会、中央区教育委員会との協議に基づき適切な対応を図ります。計画地内の周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない範囲については、東京都教育委員会からの指示、関係機関との協議に基づき適切な対応を図ります。工事の施行中に新たな埋蔵文化財等を確認した場合については、「文化財保護法」に基づき、関係機関と協議し適切な対応を図ります。

したがって、本事業の実施により、埋蔵文化財包蔵地の保存及び管理には支障は生じないと予測します。

7.9.3 環境保全のための措置

(1) 工事の施行中

【予測に反映した措置】

- ・ 計画地内の国指定史跡の「日本橋」、「常盤橋門跡」及び計画地近傍の中央区指定文化財の「野村ビルディング旧館」については、現状変更、損傷等が生じないように、非開削工法で工事を行います。
- ・ 都指定文化財の「一石橋迷子しらせ石標」、中央区区民文化財の「一石橋の親柱」に対しては、本事業の実施により直接改変される可能性があることから、門跡、石碑及び銘板等は文化庁の現状変更協議を行うとともに、東京都教育委員会、中央区教育委員会の許可及び指示を受けて、適切な場所に移設、保管し、工事完了後に現状復旧する措置を行います。
- ・ 計画地内の周知の埋蔵文化財包蔵地に対しては、「文化財保護法」に基づき、埋蔵文化財発掘届を提出し、東京都教育委員会からの指示、千代田区教育委員会、中央区教育委員会との協議に基づき適切な対応を図ります。
- ・ 計画地内の周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない範囲については、東京都教育委員会からの指示、関係機関との協議に基づき適切な対応を図ります。
- ・ 工事の施行中に新たな埋蔵文化財等を確認した場合については、「文化財保護法」に基づき、関係機関と協議し適切な対応を図ります。

7.9.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、「文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと」とし、「文化財保護法」、「東京都文化財保護条例」、「千代田区文化財保護条例」、「中央区文化財保護条例」等に定める現状変更の制限、発掘等に関する規定を遵守することとしました。

(2) 評価結果

ア. 工事の施行中

a. 計画地内の文化財の現状変更の程度又は周辺地域の文化財の損傷等の程度

計画地内の国指定史跡の「日本橋」、「常盤橋門跡」及び計画地近傍の中央区指定文化財の「野村ビルディング旧館」については、現状変更、損傷等が生じないように、非開削工法で工事を行います。

また、都指定文化財の「一石橋迷子しらせ石標」、中央区区民文化財の「一石橋の親柱」に対しては、本事業の実施により直接改変される可能性があることから、門跡、石碑及び銘板等は文化庁の現状変更協議を行うとともに、東京都教育委員会、中央区教育委員会の許可及び指示を受けて、適切な場所に移設、保管し、工事完了後に現状復旧する措置を行います。

したがって、本事業の実施により、周辺地域の文化財の保存及び管理に支障は生じないと予測され、評価の指標である「文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと」を満足すると考えます。

b. 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度

計画地内の周知の埋蔵文化財包蔵地に対しては、「文化財保護法」に基づき、埋蔵文化財発掘届を提出し、東京都教育委員会からの指示、千代田区教育委員会、中央区教育委員会との協議に基づき適切な対応を図ります。計画地内の周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない範囲については、東京都教育委員会からの指示、関係機関との協議に基づき適切な対応を図ります。工事の施行中に新たな埋蔵文化財等を確認した場合については、「文化財保護法」に基づき、関係機関と協議し適切な対応を図ります。

したがって、本事業の実施により、埋蔵文化財包蔵地の保存及び管理に支障は生じないと予測され、評価の指標である「文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと」を満足すると考えます。

7.10 廃棄物

7.10.1 現況調査

(1) 調査事項及び選定理由

工事の施行中における施設の建設に伴い、建設発生土及び建設廃棄物が発生すると考えられることから、計画道路及びその周辺について下記の事項に係る調査を選定しました。

- ア．建設発生土の状況
- イ．建設廃棄物の状況
- ウ．廃棄物の処理の状況
- エ．法令による基準等

(2) 調査地域

調査地域は、工事の施行中における施設の建設に伴う廃棄物による影響を勘案し、計画道路及びその周辺としました。

(3) 調査結果

ア．建設発生土等の状況

掘削工事に伴い建設発生土が発生します。また、しゅんせつ工事に伴いしゅんせつ土が発生します。

イ．建設廃棄物の状況

現況道路のコンクリート及びアスファルト舗装は、本事業の実施に伴い撤去する計画であり、建設廃棄物が発生します。

ウ．廃棄物の処理の状況

産業廃棄物の処理・処分方法は、直接再生利用、中間処理、直接最終処分となっており、さらに、中間処理された産業廃棄物は、減量化と再生利用及び最終処分とに処理・処分されています。

平成 28 年度の東京都における産業廃棄物の排出量 26,923 千 t のうち、99.7%にあたる 26,850 千 t が中間処理され、直接再生処理されるのは排出量の 0.1%にあたる 26 千 t、直接最終処分された量は 0.2%にあたる 47 千 t です。中間処理される 26,850 千 t の産業廃棄物は、脱水、焼却等の中間処理を経て 10,196 千 t に減量化され、そのうち 9,663 千 t が再生利用、533 千 t が最終処分されています。

東京都では、都関連工事から発生する建設副産物の計画的なリサイクルを推進するため、「東京都建設リサイクル推進計画」を平成 28 年 4 月に改定し、東京都関連工事の再資源化率等の実績値（平成 24 年度）及び目標値（平成 30 年度及び平成 32（2020）年度）を挙げています。

エ. 法令による基準等

「循環型社会形成推進基本法」は、事業者の責務として原料・製品・容器等が廃棄物等になることを抑制するとともに、循環資源の適正な利用として再生品を使用すること等により循環型社会の形成に自ら努めるものとしています。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「東京都廃棄物条例」では、事業者の責務として廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関する施策に協力しなければならないとしています。

「資源の有効な利用の促進に関する法律」においては、事業者の責務として建設工事の発注に際しての原材料等の合理化並びに再生資源及び再生部品の利用、建設工事に係る副産物の全部又は一部の再生資源としての利用を促進するように努めなければならないとしています。

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」においては、建設工事の発注者の責務として、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならないとしています。

その他、「東京都建設リサイクル推進計画」では、都内における社会資本等の整備及び更新等を遅滞なく円滑に進め、東京都の持続的な発展を目指すため、建設資材の物資収支が循環利用の形態をとるよう誘導を図り、建設資材循環の仕組みを構築するとしています。この中で、都内で施工される対象建設工事における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の促進等に関する都の方針並びに特定建設資材廃棄物の再資源化等率（工事現場から発生した特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等がされたものの重量の百分率）の目標を示しています。

7.10.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、「施設の建設に伴い発生する建設発生土、しゅんせつ土及び建設廃棄物の排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分方法」としました。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、工事の施行中において建設発生土、しゅんせつ土及び建設廃棄物が排出される期間としました。

(3) 予測地域

予測地域は計画道路としました。

(4) 予測結果

ア. 建設発生土の状況

本事業の実施に伴い発生する建設発生土は約 52.4 万 m³ となります。

発生した建設発生土のうち、廃棄物と混在する建設発生土については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物として適正に処理します。

それ以外の建設発生土については、一部を現場内で埋戻しに用い、残りは建設発生土受入機関の受入基準に適合していることを確認の上、工事間利用としての有効利用を図ることとします。ただし、受入基準に適合していない場合には、「土壌汚染対策法」の規定に基づき適正に処理します。

なお、目標とする有効利用率は、「東京都建設リサイクル推進計画」により 99%以上とします。

イ. しゅんせつ土の状況

本事業の実施に伴いしゅんせつ土が約 2.6 万 m³ 発生します。しゅんせつ工事に伴い発生するしゅんせつ土は、新海面処分場(予定)の埋立用材として使用します。

なお、目標とする有効利用率は「東京都建設リサイクル推進計画」より 99%以上とします。

ウ. 建設廃棄物の状況

現況道路のコンクリート及びアスファルト舗装は、本事業に伴い撤去される予定であり、竣工図等資料に基づき算定した結果、建設工事に伴い発生する廃棄物の発生量は、アスファルト約 800m³、コンクリート塊約 40,000m³ と予測します。また、伐採樹木は存在しません。建設廃棄物は、「建設リサイクル法」に基づき分別収集し、可能な限り再利用材として再利用を図るとともに、再利用が困難なものについては、再資源化を図ります。

なお、目標とする再資源化・縮減率は「東京都建設リサイクル推進計画」より 99%以上とします。

7.10.3 環境保全のための措置

(1) 工事の施行中

工事の施行中における、廃棄物の影響を最小限にとどめるため、以下に示す環境保全措置を講じることとします。

【予測に反映した措置】

- ・発生した建設発生土のうち、廃棄物と混在する建設発生土については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物として適正に処理します。それ以外の建設発生土については、一部を現場内で埋戻しに用い、残りは建設発生土受入機関の受入基準に適合していることを確認の上、工事間利用としての有効利用を図ることとしています。ただし、受入基準に適合していない場合には、「土壤汚染対策法」の規定に基づき適正に処理します。
- ・しゅんせつ工事に伴い発生するしゅんせつ土は、新海面処分場(予定)の埋立用材として使用します。
- ・建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進を図ります。再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分・再資源化を行うとともに、処理業者に処理・処分・再資源化の実施状況についての報告を求めるなど再使用が適切に行われているかの監視に努めます。

【予測に反映しなかった措置】

- ・施設の整備に当たっては、リサイクル材料を積極的に使用します。
- ・強風などによる廃棄物の飛散防止のため、工事の施行中に発生した掘削残土に対してシート養生を実施する。また、必要に応じて掘削面に対してもシート養生の実施に努めます。

7.10.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、事業者の責務である「循環型社会形成推進基本法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「東京都廃棄物条例」に定められた基準を遵守することとしました。

(2) 評価

評価は、予測の結果及び評価の指標に基づき、地域の特性及び環境保全のための措置を勘案して、建設発生土、しゅんせつ土及び建設廃棄物の排出量、再利用量及び処理・処分方法について評価することにより行いました。

発生した建設発生土のうち、廃棄物と混在する建設発生土については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物として適正に処理します。

それ以外の建設発生土については、一部を現場内で埋戻しに用い、残りは建設発生土受入機関の受入基準に適合していることを確認の上、工事間利用としての有効利用を図ることとしています。ただし、受入基準に適合していない場合には、「土壤汚染対策法」の規定に基づき適正に処理します。しゅんせつ工事に伴い発生するしゅんせつ土は、新海面処分場(予定)の埋立用材として使用します。

建設廃棄物の処理に当たっては、「建設リサイクル法」に基づき分別収集し、可能な限り再利用材として再利用を図ります。再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分・再資源化を行うとともに、処理業者に処理・処分・再資源化の実施状況についての報告を求めるなど再使用が適切に行われているかの監視に努めます。

以上により、評価の指標に定められた事業者の責務を果たすと考えます。

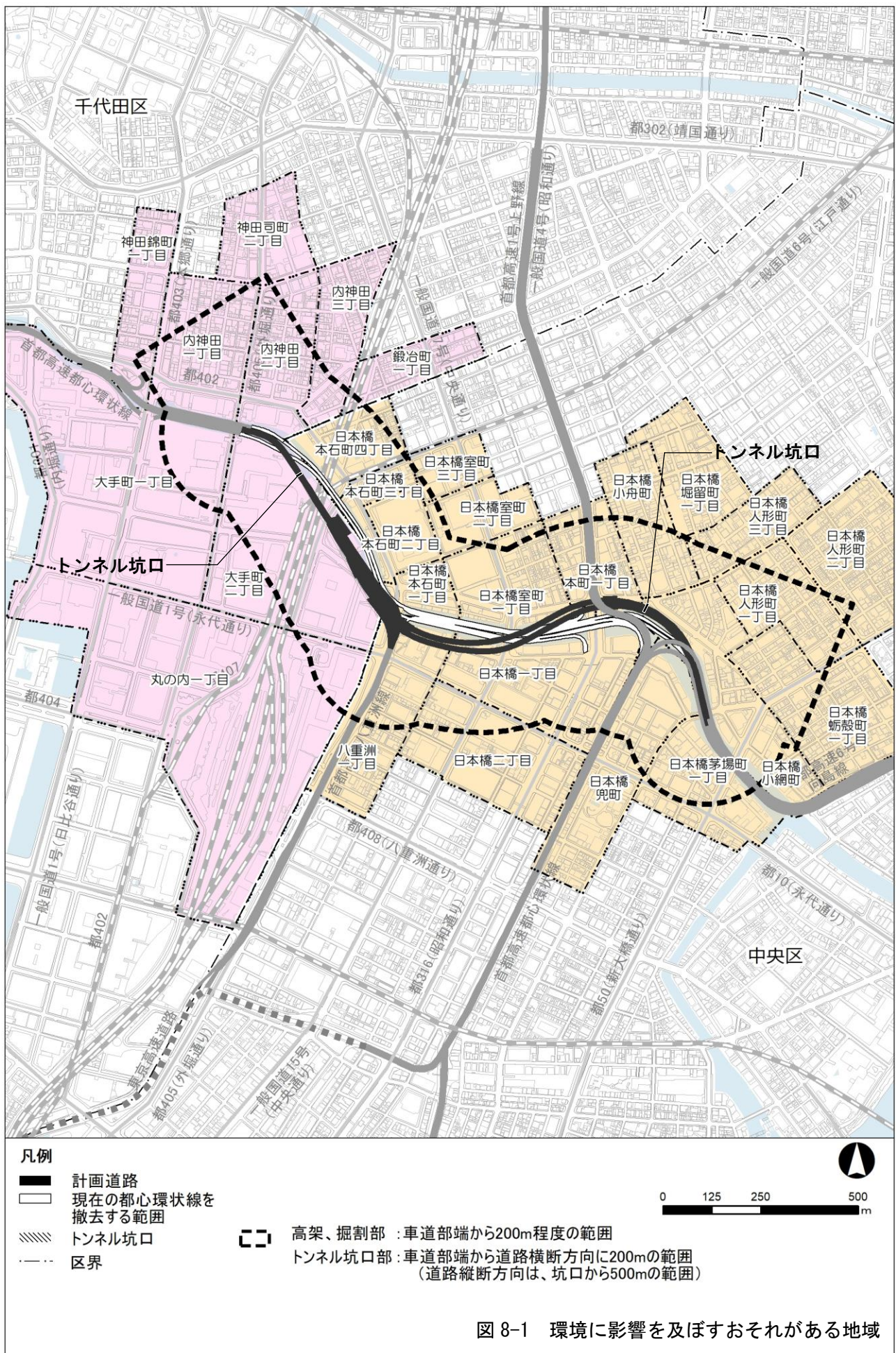
第8章 当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれがある地域を管轄する特別区の名称及びその地域の町名

本事業の実施に伴い、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、景観、史跡・文化財、廃棄物が環境に影響を及ぼすおそれがある地域は、図 8-1 に示す範囲です。

当該地域を管轄する特別区の名称及びその地域の町名は、表 8-1 に示すとおりです。

表 8-1 環境に影響を及ぼすおそれがある地域を管轄する特別区の名称及びその地域の町名

区 名	町 名
千代田区	神田錦町一丁目の一部
	神田司町二丁目の一部
	内神田一丁目の一部
	内神田二丁目の一部
	内神田三丁目の一部
	鍛冶町一丁目の一部
	丸の内一丁目の一部
	大手町一丁目の一部
	大手町二丁目の一部
中央区	日本橋一丁目の一部
	日本橋二丁目の一部
	日本橋蛸殻町一丁目の一部
	日本橋兜町の一部
	日本橋茅場町一丁目の一部
	日本橋室町一丁目の一部
	日本橋室町二丁目の一部
	日本橋室町三丁目の一部
	日本橋小舟町の一部
	日本橋小網町の一部
	日本橋人形町一丁目の一部
	日本橋人形町二丁目の一部
	日本橋人形町三丁目の一部
	日本橋本石町一丁目の一部
	日本橋本石町二丁目の一部
	日本橋本石町三丁目の一部
	日本橋本石町四丁目の一部
	日本橋堀留町一丁目の一部
	日本橋本町一丁目の一部
	八重洲一丁目の一部



第9章 その他

9.1 対象事業に必要な許認可等及び根拠法令

対象事業に必要な許認可等及び根拠法令は、表 9.1-1 に示すとおりである。

表 9.1-1 対象事業に必要な許認可等及び根拠法令

根拠法令名	条 項	許認可等
都市計画法	第 21 条第 1 項	都市計画変更
	第 59 条第 2 項	都市計画事業認可

9.2 調査等を実施した者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに 受託者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

■ 特例的環境影響評価書案の作成者

名 称：東京都

代表者の氏名：東京都知事 小池 百合子

事務所の所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

名 称：首都高速道路株式会社

代表者の氏名：宮田 年耕

事務所の所在地：東京都千代田区霞が関一丁目 4 番 1 号

■ 業務受託者

名 称：株式会社 建設技術研究所

代表者の氏名：代表取締役社長 中村 哲己

事務所の所在地：東京都中央区日本橋浜町三丁目 21 番 1 号

9.3 特例的環境影響評価書案を作成するに当たって参考とした資料の目録

- ・ 第3回首都高日本橋地下化検討会 資料1（平成30年7月18日）
- ・ 東京の都市づくりビジョン(改定)－魅力とにぎわいを備えた環境先進都市の創造－（平成21年7月）
- ・ 2020年の東京～大震災を乗り越え、日本の再生を牽引する～（平成23年12月）
- ・ 東京都長期ビジョン～世界一の都市・東京の実現を目指して～（平成26年12月）
- ・ 東京都環境基本計画（平成20年3月）
- ・ 東京都資源循環廃棄物処理計画（平成28年3月 東京都）
- ・ 東京都建設リサイクル推進計画（平成28年4月 東京都）
- ・ 東京都建設リサイクルガイドライン（平成23年6月）
- ・ 東京都気候変動対策方針（平成19年6月）
- ・ 第4次千代田区一般廃棄物処理基本計画（平成29年12月）
- ・ 景観形成マスタープラン（平成10年1月）
- ・ ちよだ生物多様性プラン（平成25年3月）
- ・ 環境モデル都市第2期行動計画（平成26年3月）
- ・ （改定）千代田区第3次基本計画（平成22年9月）
- ・ 中央区環境行動計画2018（平成30年3月）
- ・ 東京都心・臨海地域（日本橋周辺地区）整備計画（平成28年7月）
- ・ 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン2014(平成26年5月)〃
- ・ 地上気象観測指針（平成14年3月 気象庁）
- ・ 東京都環境影響評価技術指針（平成26年3月）
- ・ 大気汚染常時測定局測定結果報告（平成29年度年報）（平成30年12月 東京都環境局）
- ・ 気象統計情報 気象庁ホームページ（平成29年度）
- ・ 大気汚染測定結果 東京都環境局ホームページ（平成29年度）
- ・ 1/50,000 土地分類基本調査（地形分類図）東京西北・西南・東北・東南部（平成11年10月 東京都）
- ・ 環境アセスメントデータベース（環境省）
- ・ 「ちゅうおうナビ」「施設案内一覧」（中央区ホームページ）
- ・ 施設案内（地図から探す・全件検索）（千代田区ホームページ）
- ・ 平成28年度 土地利用現況（区部）（東京都都市整備局、平成30年5月）
- ・ 平成27年度 全国道路・街路交通情報調査（道路交通センサス）一般交通量調査集計表（国土交通省関東地方整備局ホームページ）
- ・ 平成22年度 全国道路・街路交通情報調査（道路交通センサス）一般交通量調査集計表（国土交通省関東地方整備局ホームページ）
- ・ 都市計画図（用途地域等）（千代田区ホームページ）
- ・ 都市計画図1（中央区区ホームページ）
- ・ 窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]（平成12年 公害研究センター）
- ・ 東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（平成25年7月、東京都）
- ・ 都内自動車排出ガス量等算出調査委託報告書（平成29年11月 東京都環境局）
- ・ 道路環境影響評価の技術手法 平成24年度版（平成25年 国土交通省国土技術政策総合研究所（独）土木研究所）
- ・ 平成29年度 自動車交通騒音・振動調査結果（2019年5月 東京都環境局）
- ・ 低周波音の測定方法に関するマニュアル（平成12年10月 環境庁大気保全局）
- ・ 都市高速道路中央環状品川線（品川区八潮～目黒区青葉台間）建設事業 環境影響評価書（平成16年10月、東京都）
- ・ 大喜多敏一 「大気保全学」 産業図書 昭和57年

- ・ 高速横浜環状北西線 環境影響評価書（平成 23 年 2 月、神奈川県）
- ・ 都市高速道路中央環状品川線（品川区八潮～目黒区青葉台間）建設事業 環境影響評価書（平成 16 年 10 月、東京都）
- ・ 環境影響評価書案（仮称）日本橋一丁目中地区再開発計画（平成 29 年 7 月）
- ・ 環境影響評価書案（仮称）大手町地区 D-1 街区計画（平成 28 年 7 月）
- ・ 低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成 9 年 7 月 31 日建設省告示第 1536 号）
- ・ 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和 62 年 4 月 16 日 建設省）
- ・ 平成 29 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果（平成 30 年 7 月 東京都環境局）
- ・ 平成 29 年度 ダイオキシン類排出量推計結果及び環境中のダイオキシン類調査結果（平成 30 年 8 月 東京都環境局）
- ・ 東京の水道（平成 30 年 9 月 東京都水道局）
- ・ 東京都の水産（平成 27 年版）（平成 28 年 5 月 東京と産業労働局）
- ・ 東京都の下水道 2018（平成 30 年 12 月 東京都下水道局）
- ・ 旧版地形図（国土地理院）
- ・ 平成 29 年 都内の地下水揚水の実態（地下水揚水量調査報告書）（平成 31 年 3 月 東京都環境局）
- ・ 要措置区域等の指定状況（東京都環境局ホームページ）
- ・ 東京都総合地盤図（Ⅰ）東京都の地盤（1）（昭和 52 年 8 月 東京都土木研究所）
- ・ 水準基標測量成果表（東京都土木技術支援・人材センター）
- ・ 第 6 回、第 7 回自然環境保全基礎調査（第 6 回平成 11 年度～平成 16 年度、第 7 回平成 17 年度～平成 21 年度 環境省）において作成された 1/25,000 植生図『東京首部』の分類
- ・ 1/25,000 植生図（東京首部）（環境省 自然環境局 生物多様センターホームページ）
- ・ 自然環境調査 Web-GIS（環境省 自然環境局 生物多様センターホームページ）
- ・ 地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号）（環境省ホームページ）
- ・ 土壌汚染の調査及び対策について（東京都環境局ホームページ）
- ・ 環境確保条例の土壌汚染対策に係るフロー図（東京都環境局ホームページ）
- ・ 中央区 30 年史（昭和 55 年 2 月 東京都中央区役所）
- ・ 地図で見る東京の変遷（平成 4 年 11 月（財）日本地図センター）
- ・ 平成 29 年 地盤沈下調査報告書（平成 30 年 東京都土木技術支援・人材育成センター）
- ・ 建築物用地下水の採取の規制に関する法律地下水揚水規制のあらまし（東京都環境局ホームページ）
- ・ 気象観測データ（気象庁ホームページ）
- ・ 東京の湧水マップ平成 25 年度調査（平成 26 年 3 月 東京都環境局）
- ・ 東京都統計年鑑 平成 28 年（東京都総務局ホームページ）
- ・ レッドデータブック東京 2013 東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）解説版（平成 25 年 5 月 東京都環境局）
- ・ 平成 29 年度 公共用水域水質測定結果（平成 30 年 7 月 東京都環境局）
- ・ 環境省レッドリスト 2018 の公表について（平成 30 年 5 月 環境省）
- ・ 千代田区生物多様性に関する基礎調査報告書（平成 24 年 3 月 千代田区）
- ・ 東京都景観計画（平成 30 年 8 月改定 東京都）
- ・ 東京都都市景観マスタープラン（平成 6 年 3 月）
- ・ 千代田区景観形成マスタープラン（平成 10 年 1 月 千代田区）
- ・ 東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス（東京都ホームページ）
- ・ 国指定文化財等データベース（文化庁ホームページ）
- ・ 東京都文化財情報データベース（東京都ホームページ）
- ・ 千代田区の文化財（千代田区立日比谷図書文化館ホームページ）

- ・ 千代田区行政基礎資料集（平成 29 年版）（平成 29 年 8 月、千代田区）
- ・ 中央区文化財（中央区ホームページ）
- ・ 産業廃棄物実態調査結果（28 年度実績）の概要について（東京都環境局ホームページ）
- ・ 東京都建設リサイクル推進計画（平成 28 年 4 月 東京都）
- ・ 東京都産業廃棄物経年変化実態調査報告書（平成 28 年度実績）（東京都環境局）